

屋外広告物許可申請の手引

—屋外広告物の表示には許可が必要です—

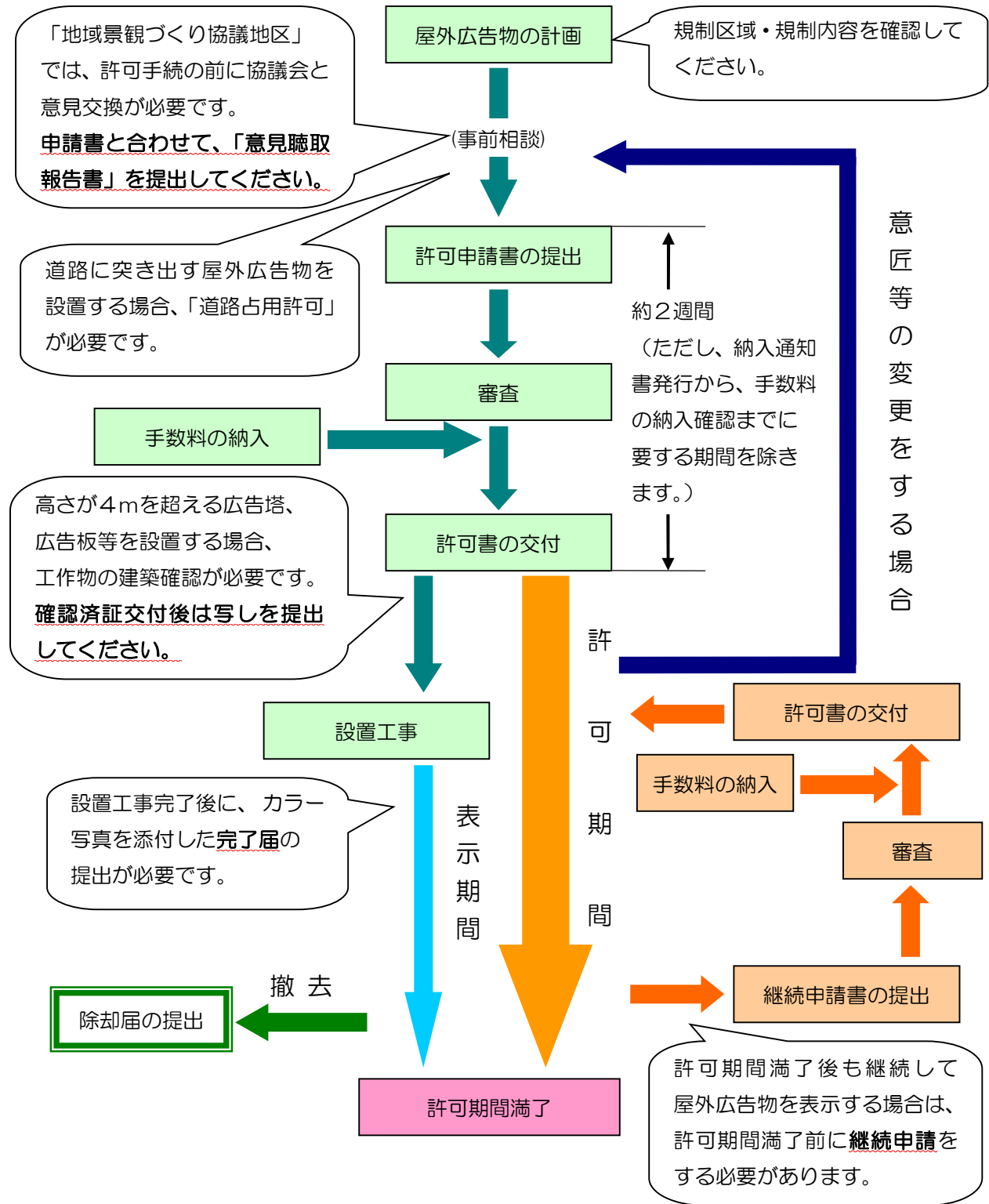
京都市

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)

令和5年10月改訂

申請の流れ

京都市内で屋外広告物を表示し、又はその掲出物件を設置する場合は、京都市長の許可が必要です。（ただし、自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以内である等、許可が不要場合があります（7ページ「許可不要であるもの」参照）。屋外広告物許可申請の流れは以下のとおりです。



* 新規、変更、継続いずれの場合にも審査には手数料が掛かります。
（手数料納入の確認から許可書の交付まで目安として約1週間）

許可を受けずに設置した場合、条例及び「京都市屋外広告業者等に対する行政処分及び措置に関する要綱」に基づき、行政処分が課される場合があります。

申請に必要な書類

*新規申請の場合

1 必要な書類

9～12ページの記載例を参考に作成してください。

書類		必要部数	概要	詳細
申請書等	許可申請書	1		<ul style="list-style-type: none"> 様式は、広告景観づくり推進課の窓口又はホームページから入手できます。
	個票	1		
図面	付近見取図	2	敷地の場所が分かるもの（住宅地図等）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図等の縮尺が大きい地図で、敷地の形状が分かるもの
	配置図	2	設置箇所が分かる平面図（敷地を上から見た図面）	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界、敷地境界及び建築物等の形状並びに各広告物が敷地のどの位置に設置されるか分かるように明記してください（屋外広告物には、個票と同じ物件番号を付してください。）。
	立面図	2	設置箇所が分かる立面図（建物を横から見た図面）	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さ、軒の高さ及び間口の寸法等の主要な寸法並びに窓等の位置を明記してください。 屋外広告物の設置高さ及び寸法、照明の位置を明記し、個票と同じ物件番号を付してください。
	意匠図（設計図）	2	屋外広告物のデザイン、色が分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> カラーの図面を添付してください。 使用する色のマンセル値を記入し、規制対象となる色を使用する部分の寸法及び面積を明記してください。 照明の色、照明器具の種類及び設置の方法を明記してください。

2 必要な場合がある書類

書類	必要部数	説明
管理者・点検者の資格を証明する書類の写し	1	工作物確認を要する屋外広告物（高さが4mを超える広告塔、広告板等）を表示する場合に必要です。4ページの「管理者・点検者に必要な資格について」を参照してください。
道路占用許可書の写し	1	屋外広告物が道路上空に突出している場合に必要です。4ページの「道路占用許可について」を参照してください。
地域景観づくり協議会の意見聴取報告書	1	「地域景観づくり協議地区」では、許可手続の前に「地域景観づくり協議会」との意見交換の実施及び報告書の提出が必要です。5ページの「地域景観づくり協議会の意見交換について」を参照してください。
返信用封筒（A4サイズの書類がそのまま入るサイズ）	1	許可書の郵送を希望する場合は、以下の返信用封筒を提出してください（提出がない場合は、窓口での交付となります）。 <ul style="list-style-type: none"> 返信先を記入し、切手を貼ってください。 切手の額は書類の重さによります。許可書（約10g）＋副本（図面）の重量
建物の平面図	2	切文字広告による高さ規制の緩和措置を適用する場合は、設置する壁面等の幅の確認のため、当該箇所に係る階の平面図が必要です。

* 変更申請の場合

必要書類は、原則として、新規申請の場合と同じです。(申請書は変更用のものを使用してください。)

* 申請書、個票、付近見取図、配置図、立面図、変更に係る意匠図 等

その際、変更対象でない(既存のまま)屋外広告物の意匠図については、提出不要です。

また、地域景観づくり協議地区においては、地域景観づくり協議会との事前の意見交換が必要な場合がありますので、別途御相談ください。

なお、維持管理上必要となる以下の変更を行う際には、変更の許可申請をしていただく必要はありません。

- ・ 再塗装、フィルムの張り替え(内容を変更しないものに限ります。)、取付金具の更新その他これらに類する修理又は修繕
- ・ 安全の確保のために行う屋外広告物又は掲出物件の補強工事

* 継続申請の場合

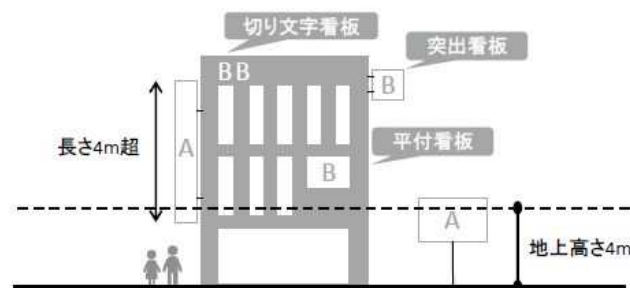
継続申請には、申請書、個票、付近見取図のほか、屋外広告物の点検報告書や現状写真等が必要です。

許可期間満了日の約3箇月前に、京都市から申請者宛てに継続案内を郵送し、その中に、必要書類の説明や継続の用紙を同封しますので、その記載内容に従って手続きしてください。

- ・ 屋外広告物許可申請書(継続専用の用紙)(1部)
- ・ 個票(継続専用の用紙)(1部)
- ・ **屋外広告物等点検報告書**(3箇月以内に点検したもの)(1部)
 - ※ 点検者に資格が必要な場合があります。
詳しくは、下図や4ページの「管理者・点検者に必要な資格について」を参照してください。
 - ※ 建築基準法に基づく定期報告書(3年以内に点検したもの)の写しをもって代用できる場合があります。ただし、追加書類や追加点検が必要な場合がありますので、事前に御相談ください。
- ・ 付近見取図(2部)
- ・ 屋外広告物の現況カラー写真(2部) (3箇月以内に撮影したもの)
- ・ 管理者・点検者の資格を証明する書類の写し(各1部)

【対象を拡大】

有資格者点検が必要な屋外広告物



【現状どおり】

A: 広告物の上下の長さ4m超
(建築基準法上の工作物確認が必要なもの)

【安全向上の観点から対象を拡大】

B: 地上から上端までの設置高さ4m超
かつ設置後9年経過
⇒ Bの有資格者点検は、
更新後の許可期間が令和6年4月1日以降に
始まるものから対象となります。

なお、許可期間が3箇月以下のものは、引き続き表示する(継続)場合であっても、新規申請の必要書類を提出してください。

申請にあたっての注意点

* 許可基準について

屋外広告物は、規制区域ごとの許可基準に適合する必要があります。規制区域及び許可基準については、広告景観づくり推進課のホームページ又は窓口で確認してください。

* 申請に要する期間について

申請書の提出から許可書の発行まで、納入通知書発行から手数料の納入確認までに要する期間を除き、通常で約2週間かかります。申請書の不備等があった場合はさらに日数がかかりますので、手続はお早めをお願いします。

* 管理者・点検者に必要な資格について

以下のいずれかに該当する場合は、管理者・点検者に資格が必要です。

◇管理者

- ・ 建築基準法による工作物確認を要する屋外広告物（「工作物確認について」参照）を表示・設置する場合

◇点検者

- ・ 建築基準法による工作物確認を要する屋外広告物
- ・ 地上から屋外広告物（又は掲出物件）の上端までの高さが4mを超える屋外広告物であり、設置後9年を超過したもの（ただし、許可期間が令和6年4月1日から開始するものに適用）

<有効な資格>

1	屋外広告士	2	屋外広告物点検技能講習修了者
3	建築士（1級、2級、木造）	4	電気工事士（第1種、第2種）
5	電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）	6	職業訓練指導員（広告美術科）
7	技能検定合格者（広告美術仕上げ（3級除く））	8	特定建築物調査員

* 工作物確認について

高さ4mを超える広告塔や広告板は、建築基準法に基づく工作物確認の手続が必要です。また、垂れ幕、下地となる掲出物等も工作物確認が必要な場合があります。

詳しくは、建築審査課（075-222-3616）へお問い合わせください。

* 施工業者について

京都市内で屋外広告業を営む場合、京都市へ登録する必要があります。屋外広告物を設置する施工業者を選定するにあたっては、ホームページの京都市屋外広告業登録業者一覧等を参考に、京都市に登録している業者を選定してください。

* 道路占用許可について

道路の上空等に突き出る屋外広告物（掲出物件を含む。）を表示・設置する場合は、道路占用許可が必要です。市道・国道により相談窓口が異なりますので、御注意ください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

道路占用許可申請についての問い合わせ先

京都市建設局土木管理部道路河川管理課（075-222-3564）

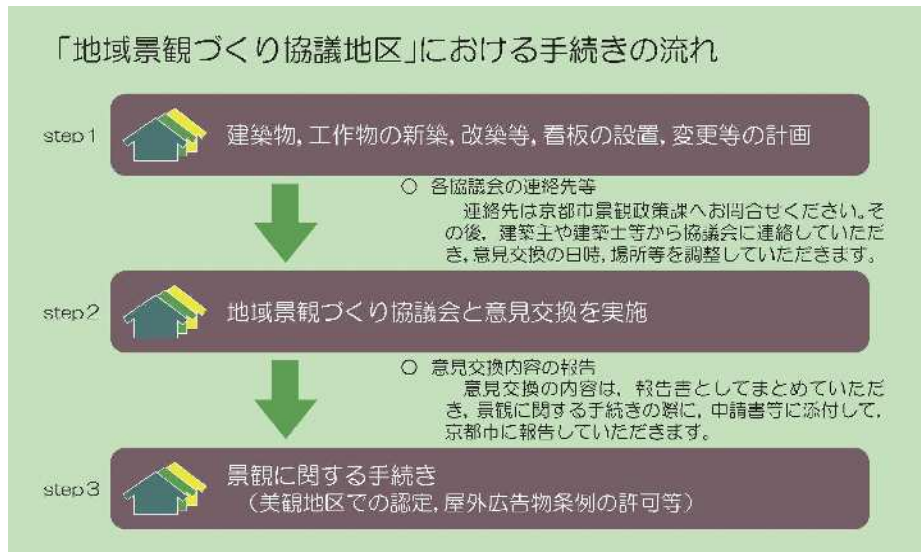
【国道1号、24号、9号、171号の場合】

国道1号、24号…国土交通省京都国道事務所京都第一維持出張所（075-601-7212）

国道9号、171号…国土交通省京都国道事務所京都第二維持出張所（075-821-1970）

地域景観づくり協議会の意見交換について

地域景観づくり協議地区では、許可手続の前に地域景観づくり協議会との意見交換が必要です。意見交換後、申請書等の提出時に、意見交換の報告書（意見聴取報告書）を添付してください。



地域景観づくり協議会は、以下のとおりです。（令和5年10月現在）

詳細の位置等につきましては、ホームページ「景観情報共有システム」又は窓口で確認してください。

※各協議会への連絡先は、景観政策課（075-222-3397）へお問い合わせください。

◇上京区

- ・ 笹屋町一丁目景観まちづくり協議会（笹屋町一丁目）

地域景観づくり協議会

検索

◇中京区

- ・ 先斗町まちづくり協議会（先斗町）
- ・ 姉小路界限まちづくり協議会（姉小路界限（烏丸通～寺町通））
- ・ 明倫自治連合会（明倫学区）
- ・ 京の三条まちづくり協議会（三条通界わい（烏丸通～寺町通））

◇東山区

- ・ 西之町まちづくり協議会（新門前通西之町）
- ・ 一念坂・二寧坂 古都に燃える会（一念坂・二寧坂（桝屋町））
- ・ 祇園新橋景観づくり協議会（祇園新橋）
- ・ 祇園町南側地区協議会（祇園町南側地区）
- ・ 祇園四条地区（祇園商店街 東大路通～川端通）

◇下京区

- ・ 修徳景観づくり協議会（修徳学区） ※屋外広告物等については、意見交換不要です。
- ・ 膏薬辻子まちづくり協議会（膏薬辻子）

◇右京区

- ・ 仁和寺門前まちづくり協議会（仁和寺門前）
- ・ 嵐山まちづくり協議会（嵐山（長辻通、中之島付近））
- ・ 鳥居本町景観まちづくり協議会（嵯峨鳥居本地区） ※令和5年10月16日から必要となります。

◇西京区

- ・ 桂坂景観まちづくり協議会（桂坂）

申請後の手続等

*手数料の納入と許可書の交付

審査終了後、手数料の納入通知書を郵送しますので、納入通知書に記載している金融機関で手数料を納入してください。

手数料の納入を確認し、許可書を発行します。こちらから連絡を差し上げますので、広告景観づくり推進課までお越しく下さい。窓口で許可書をお渡しします。

また、返信用封筒をいただいている場合は、許可書を郵送します。

なお、お急ぎの場合は、別途御相談ください。

*工事が完了したとき

許可書の交付後、屋外広告物の設置工事が完了したときは、許可どおり設置されていることが確認できるカラー写真（照明付きの屋外広告物の場合は、昼間及び夜間の写真）を添付のうえ、完了届を提出してください。完了届の用紙は、許可書と一緒にお渡ししますが、窓口又はホームページから入手することもできます。

なお、工作物確認が必要なものについては、完了届と併せて、工作物確認済証の写しを提出してください。

*屋外広告物を除却したとき

許可を受けた屋外広告物を除却した場合は、除却されたことが確認できるカラー写真を添付のうえ、除却届を提出してください。除却届の様式は、窓口又はホームページで入手できます。

*表示者又は管理者が変更されたとき

表示者（申請者）又は管理者が変更になった場合は、表示者等・管理者変更届を提出してください。表示者等・管理者変更届の様式は、窓口又はホームページで入手できます。

*許可を受けた屋外広告物を変更するとき

屋外広告物をやり替える時だけでなく、表示している意匠や面積等を変更する場合も許可が必要です。変更申請を行い、許可を受けてから変更に係る工事をしてください。

*許可期間が満了するとき

許可期間満了後、引き続き屋外広告物を表示する場合は、継続の許可が必要です。

許可期間満了日の約3箇月前に、京都市から申請者宛てに継続案内のお知らせを送付いたします（許可期間が3箇月以下のものを除く。）ので、その記載内容に従って手続きしてください。

許可期間満了日の約1箇月前になってもお知らせが届かない場合は、広告景観づくり推進課までお問い合わせください。

(参考資料)

*許可不要であるもの

自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以内である等、許可が不要な場合があります。以下の表で確認してください。

＜許可が必要かどうかの判定表＞

屋外広告物の種別等			許可の 要・不要
自家用屋外広告物 (※1)	ポスター、のれん等の 簡易な屋外広告物 (※3)	左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
	その他の屋外広告物	左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
管理用屋外広告物 (※2)	面積が0.3㎡を超えるもの		要
	面積が0.3㎡以下 のもの	管理用屋外広告物の合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		管理用屋外広告物の合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
その他(他社広告や野立て看板など)			要

※1：「自家用屋外広告物」とは、次に掲げる屋外広告物をいいます。

- ・ 自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの
- ・ 自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱う商品若しくは提供する役務を表示するもの
- ・ 建築物の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

※2：「管理用屋外広告物」とは、建築物その他の工作物又は土地の管理を行うために、当該建築物等に表示し、又は当該土地の区域内において表示する屋外広告物（「管理物件」、「立入禁止」等の看板が該当します。）をいいます。

※3：「ポスター、のれん等の簡易な屋外広告物」とは、ポスター、貼り紙、貼り札、のぼり、のれん、小旗、幕、立て看板、ちょうちんその他これらに類する屋外広告物をいいます。

※4：区画内の合計面積をいい、既存のものを含みます。また、区画内に複数の店舗がある場合は、すべての店舗が表示するものの合計面積となります。

※5：許可不要のものであっても、基準（高さ、色彩など）に適合させる必要があります。

なお、法令により表示が義務付けられている屋外広告物等、上記にかかわらず許可不要となる場合があります。

* 許可の期間及び審査手数料

区分		許可 期間	手数料		
			単位	照明	金額(円)
建築物等 定着型屋外 広告物等	ひさし看板等	3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	4,200
				有	6,300
その他の屋外広告物 又は掲出物件		3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	2,600
				有	3,900
独立型屋外 広告物等	土地に定着して表示し、 又は設置するもの	3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	2,600
				有	3,900
	その他のもの (広告スタンド)	3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	800
				有	1,200
アドバルーンにより表示するもの		7日	1個につき 面積5㎡までごと	無	800
				有	1,200
ポスター、貼り紙、貼り札 その他これらに類するもの		3月	100枚までごと	—	300
のぼりその他これに類するもの		3月	5本までごと	—	300
のれん、立て看板及びちょうちん その他これに類するもの		3月	1個	—	300
小旗		3月	50個までごと	—	300
幕		3月	面積10㎡までごと	—	300

備考 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件の場合、手数料は下記のとおりです。

- (1) 可変表示式屋外広告物は、照明なしの額に3を乗じて得た額となります。
- (2) 同一の申請者が表示する屋外広告物で、その位置、規模及び形態を変えず、その表示面が定期(6月以内)に変更されることが申請の際に予定されているもの(定期意匠変更)は、照明なしの額に3を乗じて得た額となります。

変更申請の場合は、『(変更用)』書式を使用してください。

(新規用)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

(宛先)京都市長

(申請者)

①

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)	株式会社 京都市 代表取締役 御池 花子
電話番号	075-222-0000

京都市屋外広告物等に関する条例 第10条第1項 第24条第1項 の規定により屋外広告物の表示等の許可を申請します。

1 屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置場所、種類、規模、形態、意匠等別紙個票及び添付図書のとおり

2 表示又は設置期間は公用欄です。(空欄のままとしてください。)

2 表示又は設置期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 設置(予定)日

○年 ○月 ○日

設置(予定)日を記入してください。

4 管理者

②

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町〇〇番地
氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)	株式会社 都市計画 代表取締役 京都 太郎
電話番号	075-222-0000
資格の要・不要	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
有資格者氏名・資格の種類	五山 二郎 一級建築士

5 施工業者

③

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町〇〇番地
氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)	株式会社 都市景観 代表取締役 景観 守男
電話番号	075-222-0000
京都市登録番号	京都市屋外広告業登録第 〇〇〇 号

- 注1 太ワク内について記入してください。
2 例示のある項目についてはレ印を記入してください。
3 添付図書は正・副2通作成してください。

<記入に関する注意事項>

- | | |
|--|--|
| <p>① 申請者の住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)を記入すること。</p> <p>② 必ず管理者を設置すること。管理者の住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)を記入すること。
建築確認(工作物)を要する屋外広告物等がある場合は、資格を有する者の氏名を併記のうえ、資格の種類も記入すること。</p> <p>③ 京都市に登録をしている屋外広告業者であること。</p> <p>④ 建築確認の際に申告する、建築物の高さを記入すること</p> <p>⑤ 縦×横×面数</p> <p>⑥ 屋外広告物等のための照明装置の有無</p> | <p>⑦ 電光ニュース板、電光広告板その他常時表示の内容を変更することができる屋外広告物等である場合</p> <p>⑧ 既存の屋外広告物等の合計面積</p> <p>⑨ 今回申請する屋外広告物等の合計面積</p> <p>⑩ ⑧+⑨の面積</p> <p>⑪ 建築物等の1立面の壁面面積。ただし、当該規制区域の高さの上限を超える部分を除く。</p> <p>⑫ 1立面の対象壁面面積に対するその立面に存する屋外広告物等の合計面積の割合(⑩/⑪×100)</p> <p>⑬ 独立型屋外広告物等の形式等の分類(1本支柱、多本支柱、広告塔、アーチ、広告スタンド等)を記入</p> <p>⑭ 独立型屋外広告物等の一区画内の合計面積(既存+新規)</p> |
|--|--|

個票

個票番号	1
支店・店舗名等	市役所支店
手数料合計	

1 屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置場所

【地域景観づくり協議会欄を追加】

京都市 中京区
寺町通御池上る上本能寺前町488番地
地域景観づくり協議会：地域外 地域内(〇〇〇)

2 規制地域

屋外広告物規制区域等
歴史遺産型第1種 歴史遺産型第2種 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種 第7種
沿道型第1種 沿道型第1種(特定) 沿道型第2種 沿道型第2種(特定) 沿道型第3種
沿道型第3種(特定) 沿道型第4種 沿道型第4種(特定) 沿道型第5種 沿道型第5種(特定1)
沿道型第5種(特定2) 沿道型第6種 特別規制地区() 第11条第1項第6号の鉄道及びその隣接区域
 建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ ④ 30 m

3 広告物の種類等

記載例：笹屋町一丁目、先斗町、姉小路、明倫、三条、西之町、古都に燃える会、祇園新橋、祇園町南側、祇園四条、膏葉辻子、仁和寺、嵐山、鳥居本、桂坂

(1) 建築物等定着型屋外広告物等

種類	番号	定着面	最上部の高さ m	表示面の面積				⑥ 照明	⑦ 建築確認	道路占用許可	手数料	備考
				縦 m	横 m	面数	面積 ㎡					
ひさし 看板等								有・無・可変	要・不要	要・不要		
								有・無・可変	要・不要	要・不要		
								有・無・可変	要・不要	要・不要		
								有・無・可変	要・不要	要・不要		
その他のもの	1	南	10.0	1.5	3.0	1	4.5	有(無)可変	要(不要)	要(不要)		
	2	南	5.0	2.0	2.5	1	5.0	有(無)可変	要(不要)	要(不要)		
	3	東	11.5	2.5	3.0	1	7.5	有(無)可変	要(不要)	要(不要)		
							⑤	有・無・可変	要・不要	要・不要		
								有・無・可変	要・不要	要・不要		
一の立面における 屋外広告物等の 面積、立面面積及 び表示率		定着面		既存	新規	合計	立面面積	表示率				
			⑧ ㎡	⑨ ㎡	⑩ ㎡	⑪ ㎡	⑫ /100					
		南10m下	5.0	9.5	14.5	240.0	6.0					
		東10m下	0.0	3.0	3.0	80.0	3.8					
	東10m上	2.0	4.5	6.5	50.0	13.0						

(2) 独立型屋外広告物等

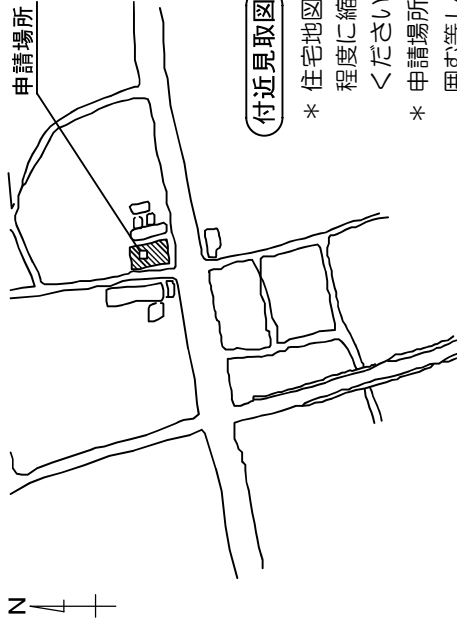
⑥ ⑦

種類	番号	形式	最上部の高さ m	表示面の面積				照明	建築確認	道路占用許可	手数料	備考
				縦 m	横 m	面数	面積 ㎡					
土地に 定着して表示 し、又は設置 するもの	4	一本支柱	5.0	2.0	0.6	2	2.4	有(無)可変	要(不要)	要(不要)		
	5	広告塔	3.0	3.0	0.6	4	7.2	有(無)可変	要(不要)	要(不要)		
		⑬						有・無・可変	要・不要	要・不要		
								有・無・可変	要・不要	要・不要		
広告ス タンド	6	広告スタンド	0.9	0.6	0.3	1	0.18	有(無)可変	要(不要)	要(不要)		
		⑬						有・無・可変	要・不要	要・不要		
								有・無・可変	要・不要	要・不要		
一区画内の面積の合計				9.78 ㎡				⑭				

備考

屋外広告物の許可申請時に必要な添付書類（見本）

以下の図は参考です。寸法及び縮尺は正確ではありません。

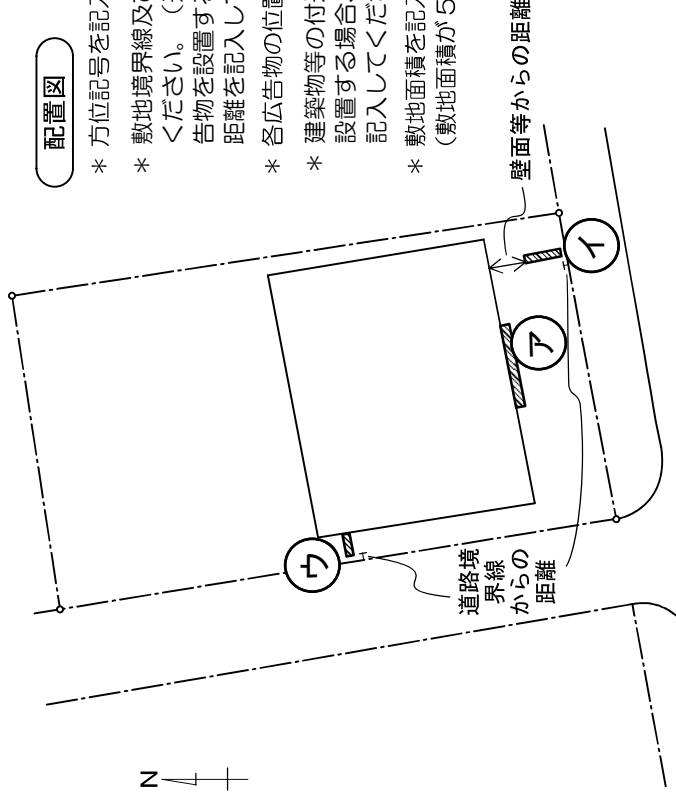


付近見取図

- * 住宅地図等、他の敷地と間違わない程度に縮尺の大きな地図を用意してください。
- * 申請場所が分かるように、敷地を赤く囲む等してください。

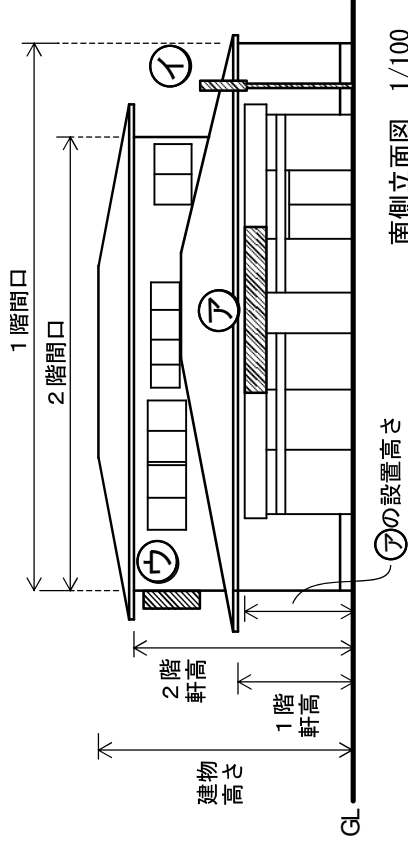
配置図

- * 方位記号を記入してください。
- * 敷地境界線及び道路境界線を記入してください。（道路境界線付近に屋外広告物を設置する場合は、境界線までの距離を記入してください。）
- * 各広告物の位置を記入してください。
- * 建築物等の付近に独立型屋外広告物を設置する場合、建築物等からの距離を記入してください。
- * 敷地面積を記入してください。（敷地面積が5000㎡を超える場合）



立面図

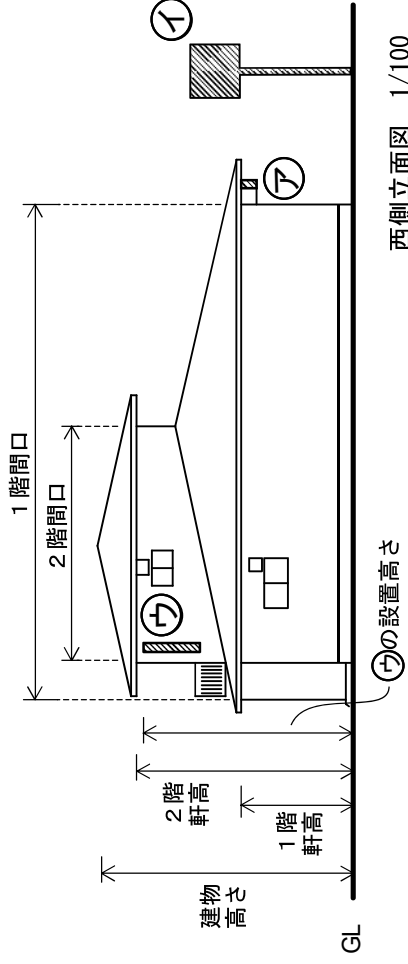
- * 各立面図に方位及び縮尺を記入してください。
- * 各広告物の位置を記入してください。
- * 建築物の各部分の間口、軒高及び建築高さを記入してください。（間口については、別の図面（配置図や平面図等）に記載がある場合は不要です。）



南側立面図 1/100

立面面積の計算（計算方法はガイドラインを参照してください。）

- * 定着型屋外広告物については、設置高さ（GLからの高さ）を記入してください。（屋外広告物の上部に照明を設置している場合は、設置高さは照明の最高高さになります。）
- * 表示率の計算に用いる立面面積の算定式を記入してください。



西側立面図 1/100

立面面積の計算（計算方法はガイドラインを参照してください。）

屋外広告物の許可申請時に必要な添付書類（見本）

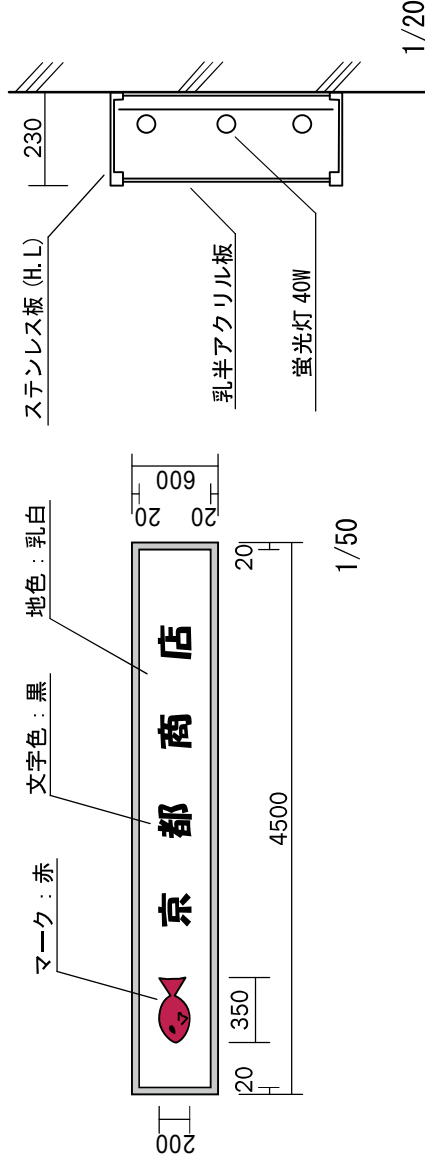
意匠図

- * カラー印刷した意匠図を提出してください。
- * 以下の図で示す寸法及び縮尺を記入してください。
- * 実際に使用する色のマンセル値を記入してください。

以下の図は参考です。
寸法及び縮尺は正確ではありません。

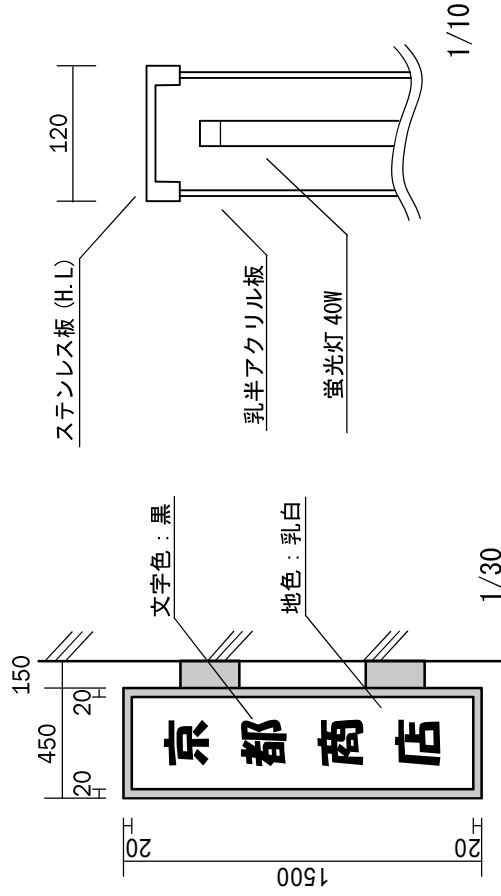
⑦ 壁面平付け型

記載が必要な寸法：縦・横寸法及びフレームの幅

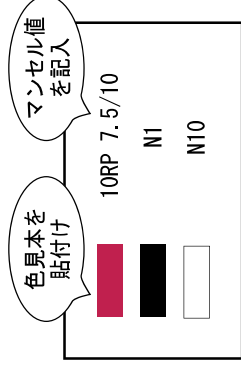


⑧ 突出型

記載が必要な寸法：縦・横寸法及びフレームの幅
壁面からの突出幅

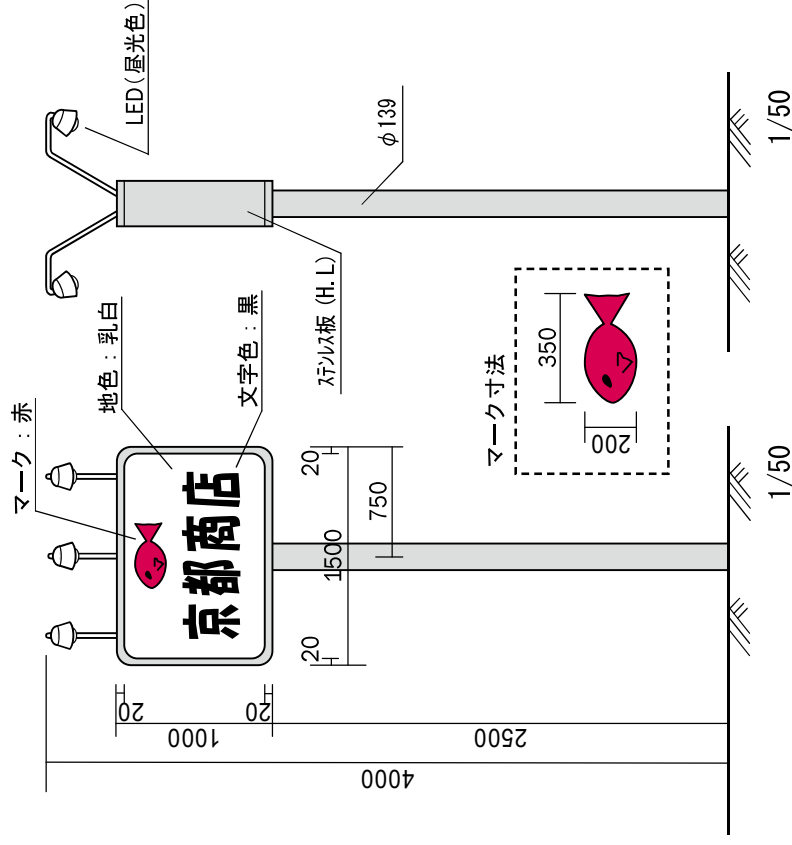


- * 規制対象色を使用する場合は、その部分の寸法を記入してください。
- * 照明を使用する場合は、照明の色、照明器具の種類、位置、設置の方法を明記してください。



⑨ 一本支柱型

記載が必要な寸法：最高高さ
(照明が上部に設置されている場合は照明の高さ)
縦・横寸法及びフレームの幅
支柱の中心から表示面の外端までの距離



お問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所分庁舎 2 階

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

TEL 075-222-4137

FAX 075-251-2877

メールアドレス okugai@city.kyoto.lg.jp

京都市 広告 許可申請

検索